

第125表 暴力団関係相談

(1) 年次別相談受理件数

区 分	平成23年	平成22年	前 年 比
総 数	4,722	3,630	1,092
暴力団対策法第9条各号の行為	262	321	△59
人の弱みにつけ込む金品等要求行為	26	31	△5
不当贈与要求行為	36	30	6
不当下請等要求行為	5	5	-
みかじめ料要求行為	63	68	△5
用心棒料等要求行為	81	102	△21
高利債権取立行為	4	3	1
不当債権取立行為	11	21	△10
不当債務免除要求行為	8	14	△6
不当貸付等要求行為	-	4	△4
不当信用取引要求行為	-	1	△1
不当自己株式買取等要求行為	-	-	-
不当地上げ行為	-	-	-
競売等妨害行為	1	2	△1
不当示談介入行為	-	2	△2
因縁をつけての金品等要求行為	25	37	△12
不当許認可等要求行為	-	-	-
不当許認可等排除要求行為	-	-	-
不当入札参加要求行為	1	1	-
不当入札排除要求行為	-	-	-
不当公共工事契約排除要求行為	-	-	-
不当公共工事下請等あっせん要求行為	1	-	1
準暴力的要求行為の要求等に係る相談	-	1	△1
離脱・勧誘・加入強要に係る相談	195	191	4
離脱に係る相談	187	169	18
勧誘・加入強要に係る相談	8	22	△14
暴力団事務所等に係る相談	15	31	△16
禁止行為に係る相談	-	7	△7
苦情・取締要望等	3	6	△3
進出阻止・撤去等に係る相談	2	5	△3
立ち退きに係る相談	10	13	△3
民事訴訟に係る相談	44	50	△6
損害賠償請求に係る相談	7	11	△4
その他の民事訴訟に係る相談	37	39	△2
その他の不当な行為に係る相談	437	400	37
{ 刑法	378	336	42
{ その他	59	64	△5
上記以外の不当な行為に係る相談	-	-	-
暴力団対策法に係る相談	29	66	△37
センター事業に係る相談	-	6	△6
その他	29	60	△31
その他の暴力団関係相談	3,740	2,570	1,170

注1 センターとは、「暴力団追放運動推進都民センター」のことである。(3)も同じ。

2 「その他の暴力団関係相談」とは、暴力団対策法に基づく相談及び事件以外の相談であり、情報提供依頼等の相談も含む。

数値：組織犯罪対策第三課

の受理・処理件数

(2) 暴力団等団体別相談受理件数

区分	総 数	指 定 暴 力 団					指 定 暴 力 団 以 外	準 構 成 員	総 会 屋	エ セ 同 和	エ セ 右 翼	そ の 他	不 明
		総 数	山 口 組	稲 川 会	住 吉 会	そ の 他							
相談受理件数	4,722	1,385	455	145	531	254	51	196	70	33	55	1,789	1,143

注 エセ同和とは、社会運動標ぼうゴロのことを、エセ右翼とは政治活動標ぼうゴロのことをいう。

(3) 相談処理件数

区分	総 数	解 決											引 き 継 ぎ				打 切 り 続					
		総 数	刑 事 事 件 検 挙	行 政 命 令	準 暴 力 的 要 求 行 為	援 助 措 置	就 職 支 援	指 導 ・ 警 告 (相 手 方)	助 言 ・ 指 導 (相 談 者)	保 護 の 実 施	警 察 の O B 対 応	弁 護 士 対 応	保 護 司 対 応	少 年 指 導 員 対 応	被 害 者 支 援	総 数		セ ン タ ー	警 察	弁 護 士 会	そ の 他 の 機 関	
相談処理件数	4,722	4,663	134	181	-	15	-	122	4,201	3	3	4	-	-	-	5	4	-	-	1	38	16

(4) 相談者の職業

区分	総 数	農 ・ 林 ・ 漁 業	鉱 ・ 製 造 業	建 設 業	不 動 産 業	産 廃 業	公 益 事 業	運 輸 業	貸 金 業	警 備 業	卸 売 ・ 小 売 業	飲 食 店 業	金 融 ・ 保 険 業	旅 館 ・ ホ テ ル 業
相談受理件数	4,722	3	134	216	502	9	44	65	4	8	222	210	1,272	42

区分	パ チ ン コ 業	ゴ ル フ 業	サ ー ビ ス 業	娯 楽 業	風 俗 営 業	そ の 他 の 産 業	国 家 公 務 員	都 道 府 県 職 員	市 ・ 区 ・ 町 ・ 村 員	職 員	学 生	そ の 他	無 職	不 明
相談受理件数	16	7	209	48	65	269	27	28	442	5	13	345	403	114